

自家用車活用事業の事前確定運賃の算定に用いる係数について

下記のとおり令和6年3月29日付けで公示した「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可基準について」3.(4)④の事前確定運賃の算定に用いる係数を定めたので公表する。

記

都県名	営業区域	係数
東京都	特別区・武三交通圏	1.21
	北多摩交通圏	1.23
	南多摩交通圏	1.18
	西多摩交通圏	1.13
	島しょ区域	1.13
神奈川県	京浜交通圏	1.23
	県央交通圏	1.18
	湘南交通圏	1.16
	小田原交通圏	1.13
千葉県	京葉交通圏	1.20
	東葛交通圏	1.15
	千葉交通圏	1.16
	北総交通圏	1.13
	東総交通圏	1.13
	山武・東金交通圏	1.13
	市原交通圏	1.15
	外房交通圏	1.13
	南房交通圏	1.13
埼玉県	県南中央交通圏	1.20
	県南東部交通圏	1.15
	県南西部交通圏	1.15
	県北交通圏	1.13
	秩父交通圏	1.13
群馬県	東毛交通圏	1.15
	沼田・利根交通圏	1.13
	渋川・吾妻交通圏	1.13
群馬県及び埼玉県	中・西毛交通圏	1.17

茨城県	県北交通圏	1.13
	水戸県央交通圏	1.15
	鹿行交通圏	1.13
	県南交通圏	1.15
	県西交通圏	1.13
栃木県	宇都宮交通圏	1.16
	県南交通圏	1.13
	塩那交通圏	1.13
	芳賀・真岡交通圏	1.13
	日光交通圏	1.13
山梨県	甲府交通圏	1.13
	東八・東山交通圏	1.13
	峡西交通圏	1.13
	峡北交通圏	1.13
	峡南交通圏	1.13
	東部・富士北麓交通圏	1.13